

公益通報者保護制度に対するコメント

慶應義塾大学法学部

田村 次朗

多くの企業不祥事、企業犯罪の発覚、摘発に際して、内部者による通報が大きな役割を果たしていることは論を待たない。ただし、その後、通報者が企業内部において不当に扱われ、最悪の場合解雇されるような事態が放置されるべきではない。今回、審議会において提案されている公益通報者保護制度は、その意味において、早急な導入が必要な制度であるといえる。ただし、公益通報者保護制度は、単に内部告発を奨励するという制度ではない。同制度の本来の趣旨は、事業者が、同制度を踏まえて、自ら法遵守（コンプライアンス）体制を整備し、企業不祥事・犯罪の未然防止、及び発生の際の迅速かつ適切な対応を促進することにあるというべきである。従って、公益通報者保護制度導入に際しては、制度趣旨として、企業のコンプライアンス整備のインセンティブを促すような制度設計が望ましい。

そして、今回提案されている公益通報者保護制度では、同制度の対象を刑法犯等に限定したことによって、同制度を濫用するような危険性は、相当程度、縮減されたと判断する。従って、少なくとも第一段階としては、今回の制度導入において事業者に対する萎縮効果のような問題が発生する危険性はほとんどなくなったと見て良い。その意味では、今回の制度設計の基本的方向性には賛成する。

なお、今後、公益通報者保護制度については、今後も、さらなる整備が必要であることはいうまでもない。特に、今後は、同制度が、事業者コンプライアンスの整備を促すインセンティブとして機能する必要がある。これは、今後の検討課題ではあるが、今後、事業者個々のコンプライアンス体制の状況に応じて、事業者内部の処理にゆだねても問題がないような事業者に対してはその自立的な取り組みを優先させるなどといった対応も検討すべきである。このようにコンプライアンス整備の程度に応じて対応に差異を設けることは、より積極的に自らのコンプライアンス体制整備を行うインセンティブを事業者に持たせることになるので効果的である。ただし、このような運用を行う際の細かな論点については今後検討する必要がある。